



~.....*~*

美容医療サービスのトラブルが増えています！

~.....*~*

「キレイになりたい」「かわいくなりたい」——そう思って受けたはずの「美容医療サービス」で、20代から30代の女性を中心に幅広い世代でトラブルが発生しています。

また、美容医療サービスの施術には、少なからず身体的なリスクが伴い、予想外の腫れや痛みなどのトラブルが複数みられます。

これらのトラブル事例や、美容医療サービスを受ける前にチェックしたい主な2つのポイントをお伝えします。

■美容医療サービスに関するトラブルってどんなもの？

美容医療サービスとは、医師による医療のうち、「専ら美容の向上を目的として行われる医療サービス」を指し、医療脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた手術、包茎手術、審美歯科等が主な施術となります。

全国の消費生活センターに寄せられる美容医療サービスに関する相談は、少し前まで2,000件程度で推移してきましたが、近年は増加傾向にあり、令和4年度は3,700件を超えています。

これには、契約内容や解約条件等に関するトラブルだけでなく、施術により、やけどや傷が生じる危害も一定数発生しています。

また、男性の美容医療サービスでは、包茎手術や薄毛治療、ひげの医療脱毛など男性特有の悩みに関する施術の相談が多くみられます。

●最近の事例

・美容クリニックで顔のシミ取りレーザー治療を体験で受けた後、モニターになれば安くなると勧誘され10回コースの契約をしたが説明に不審な点がある。解約したい。

・二重まぶた手術の相談に行き、当日中の手術を強く勧められて手術を受けたが、金額や仕上がりに納得がいかない。一部でよいので返金してほしい。

・インターネットで検索した美容クリニックで「効果がある」と言われ植毛手術を受けたが、ほとんど毛が生えていない。全額返金してほしい。

◎危害に関する相談

・美容外科でボトックス注射をした額の腫れが引かない。別の病院を受診したいが、施術した美容外科がカルテの開示請求に応じない。

・毛穴とニキビ跡の悩みがあり美容皮膚科で施術を受けたが、顔が赤く腫れた。痛くて耐えられないのでやめたいが、解約可能か。

・美容外科クリニックで顔のリフトアップ手術と二重まぶた手術を受けたが、顔全体が内出血をおこし腫れが引かず仕事に支障が出た。二重まぶた手術も糸がはみ出したままだが、医師は「失敗ではない」と言う。返金してほしい。

・医療レーザー脱毛で襟足にやけどの跡が残り腫れて皮膚から膿が出た。クリニックに治療費などを請求できるか。

・美容外科で頬のたるみ解消の施術を受けたときに、右頬に細かい傷がついたので苦情を伝えたが、認めてもらえない。傷を治してほしい。

※国民生活センター・PIO-NETに登録された「美容医療」に関する消費生活相談情報より

■サービスを受ける前の注意点は？

◎美容医療サービスを受けるに当たってのチェックポイント

美容医療サービスを受ける前にチェックしたい、大事なポイントをぜひ知ってください。

□Check1□～医師の説明を「十分に」理解できましたか？

- ・ 施術の効果、想定される副作用や合併症
- ・ 薬や材料、機器などの安全性・有効性
- ・ 他の施術方法（選択肢）の有無
- ・ 施術の費用（保険適用の有無）、回数
- ・ 解約条件などの契約内容

施術の内容や契約について十分に説明を受け、納得をした上で施術を受けましょう！

□Check2□～その施術は、「今すぐ」必要な施術ですか？

- ・「今すぐ契約すれば安くなる」など、即日の施術や契約を強引に勧められた。
- ・希望していない施術をしつこく勧められた。

美容目的の施術は、多くの場合、緊急性が低いと考えられます。冷静に考えましょう！

■トラブルに遭ったときの相談先は？

一定の美容医療サービス※のうち、サービスの提供期間が1か月を超え、かつ支払総額が5万円を超えるものは、平成29年（2017年）12月1日から特定商取引法において規定する特定継続的役務提供の対象となりました。

（※）一定の美容医療サービスとは、脱毛、にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去、肌のしわ・たるみ取り、脂肪の溶解、歯のホワイトニング等について、特定商取引法施行規則で定める方法（例えば、光の照射、薬剤の注射など）によるもの。

このようなサービスについては、法定の契約書面を受け取った日を1日目として8日間は無条件で契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができるとともに、クーリング・オフ期間の経過後であっても、残りの契約について中途解約を行うことができます。

なお、いわゆる「エステティック」（エステティシャン等が行う、美容医療に該当しない役務）の提供期間が1か月を超え、かつ支払総額が5万円を超えるものも特定継続的役務提供の対象であり、同様にクーリング・オフや中途解約などが可能です。

万一、美容医療サービスをめぐるトラブルに遭ったときは、一人で悩まず、早めに最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。

◎相談窓口

- ・消費生活センター 一覧

<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

- ・医療安全支援センター検索

<http://www.anzen-shien.jp/center/>

以上



~.....*~*

飛行機に持ち込めないもの、事前に確認しよう

~.....*~*

『え!ガスボンベはわかるけど、キャンプで使う木炭、ファイヤースターターもダメなの!?!』-飛行機に乗るとき、機内に持ち込む手荷物にはもちろん、搭乗前に預ける手荷物にも入れてはいけないものがあります。

空を飛ぶ飛行機の中では、普段の生活で何気なく使っている品物も「危険物」となることがあるからです。

飛行機に持ち込める荷物は、航空法や国際民間航空機関（ICAO）の取り決めにより、世界共通の基本ルールが定められています。

■飛行機に一切持ち込めないものは？

爆発のおそれがあるもの、燃えやすいもの、有害物質などの「危険物」は、機内へ持ち込むことも、手荷物として預けることも禁止です。

例えば、カセットコンロ用の『ガスボンベ』やキャンプ用『ガス』は、内部に高圧ガスや引火性のガスを蓄えていて爆発するおそれがあるため、機内へ持ち込むことも、手荷物として預けることもできません。また、漂白剤や強力カビ取り剤などの酸化性物質、殺虫剤や農薬などの毒物、自動車用など電解液を用いる液体バッテリーは、万一漏れてしまった場合に、強い臭いや毒性、腐食性などが機内環境に重大な影響を与えるため、機内へ持ち込むことも、手荷物として預けることもできません。

また、最近ではひもなどを引っ張ることで薬剤が混ざり発熱させる原理を利用した加熱式食品（弁当、清酒等）や、叩くことで薬剤が混ざり急冷させる原理を利用した瞬間冷却パックなどの商品が航空機内に持ち込まれるという事例が発生しています。

これらの商品に使用されている薬剤も危険物に該当し、機内へ持ち込むことも、手荷物としても預けることもできません。

もし、空港に持って行っても、搭乗前に廃棄するなど処分しなければならなくなります。

■機内への持込みが特に注意が必要なものは？

日常的に使っているものや旅行先での便利なグッズなどの中には、危険物に該当し、手荷物として預けられないもの、条件付きで機内へ持ち込めるものがあります。

特にリチウム電池やリチウム電池を内蔵したモバイルバッテリー、コードレスヘアアイロン、ワイヤレスイヤホン、ワイヤレスイヤホンの充電ケースについては注意してください。

◎特に注意が必要なもの

●コードレスヘアアイロンなど、熱を発生する電池器具

【熱源と電池の回線を切断する機能がないもの】

機内持込み ×

預け手荷物 ×

【熱源と電池の回線を切断する機能があるもの】

機内持込み ○

預け手荷物 ○

<条件>

電池を取り外すかそれと同等の機能により、熱を発生する部分と電池とに分けること。

リチウムイオン（金属）電池の場合は、取り外した電池は預け手荷物にできないため、必ず機内持込みとすること。

●リチウムイオン（金属）電池を内蔵した携帯型電子機器

機内持込み ○

預け手荷物 ○

<条件>

預け手荷物にする場合は、電源を完全に OFF にし（スリープモードは不可）、固いスーツケースに入れ偶発的な作動や損傷を防止するための措置をとること。

●予備のリチウムイオン（金属）電池

機内持込み ○

預け手荷物 ×

<条件>

リチウム金属電池：リチウム含有量が 2g 以下のもの

リチウムイオン電池：

ワット時定格量が 100Wh 以下のものは、個数の制限なし

ワット時定格量が 100Wh を超え 160Wh 以下のものは 2 個まで

●ワイヤレスイヤホンと充電ケース

機内持込み ○

預け手荷物 ×

<条件>

通常電源を OFF にすることができないため、預け手荷物にできません。

●電子タバコ

機内持込み ○

預け手荷物 ×

<条件>

1 人につき 1 個まで。また、機内での電子タバコ本体・予備バッテリーの充電は不可。

●喫煙用ライター・安全マッチ

機内持込み ○

預け手荷物 ×

<条件>

1 人につき 1 個まで。充填用のガスやオイルは、機内持込み手荷物にも預け手荷物にもできません。

海外に行く場合はさらに注意が必要です。

例えば、日本の国内線ではマッチやライターは上記のとおり、1 つだけであれば、機内へ持ち込めますが、中国（香港を除く）やインド、フィリピン、ベトナム、ミャンマーを出発する便では、マッチやライターを機内へ持ち込むことも、手荷物として預けることも禁止されています。

国際線を利用するときに 100ml (g) を超える液体を持ち込む際には、1 個の容量が 100ml (g) 以下の容器に入れ、その容器をジッパー付きの透明なプラスチック製の袋（容量 1 リットル以下。目安としては縦と横のサイズが足して 40cm 以内のもの）に入れる必要があります。

「あらゆる液体」の中には、歯磨きやヘアジェル、ハンドクリーム、味噌やプリンなども含まれます。

ちなみに、医薬品や乳幼児用のミルク・ベビーフード、特別な制限食などは、液体物持ち込み制限の対象にはなりません。

このように、国際線と国内線によって差異があり、また、航空会社によって細部が異なる場合があったりしますので、詳細は、実際に利用される航空会社などに確認することをお勧めします。

以上